

平成 26 年 4 月 8 日

国土交通省関東地方整備局長	深澤 淳志 殿
同 地方整備局横浜国道事務所長	杉崎 光義 殿
株式会社 東日本高速道路関東支社長	遠藤 元一 殿
同 横浜工事事務所長	田中 博幸 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会
会長 比留間 哲生

申し入れの件（要請）

前略

早速ながら横浜環状南線（以下「南線」という）事業の件につき当会関係者（地権者を含む利害関係者）を代表して以下の通り申し入れしますので事業者として誠実に対応されるよう強く要請致します。

記

I. 申し入れ

事業者は3月6日、南線に関して土地収用法の手続きに入る旨記者発表し、事業認定申請に必要な利害関係者への説明会と称して3月17日に鎌倉芸術館で集会を開催した。しかし、これは住民と継続中の話し合いを一方向的に打ち切り、騙し討ち的に強行したもので、住民を愚弄し、民法第1条2項の信義則に反する違法行為である。さらに当日は、参加住民の怒りの叫び声に事業者の説明と称するマイクの音は完全に打ち消されて住民の耳には一切届かず、誰がみてもこれは参加住民の怒りの抗議集会以外の何ものでもなかったのである。以上の如く3月17日の集会は、土地収用法第15条の14に定めた事業認定申請の前提条件である事業説明会として成立しておらず、従って当該申請業務を進めることは不当不法であり、これを進めないよう強く申し入れる。

II. 申し入れの理由

1. 住民との話し合いを一方向的に打ち切り、説明会と称する集会の開催を強行したのは信義則に反する

南線計画は住宅密集地の真中に6車線の大型高速道路を貫通する無謀なもので、大気汚染、地盤沈下等による住民の健康、生命、財産に甚大な被

害が予想されるため、1988年の計画発表以来住民は事業者と環境問題に関して何百回となく話し合いを続けてきており、3月6日当日もそれは継続中で、次回の話し合いを3月25日（午後）に行うことも両方で合意していたのである。しかるに事業者はこれを一方的に打ち切り、3月17日に事業説明会を開くと発表したのである。これは住民を騙し愚弄する以外の何ものでもない。

さらに平成23年8月31日付で公害紛争処理法に基づき当会代表ら5名が申請人となり、事業者を非申請人として神奈川県公害審査会に公害調停申請を行った。内容は事業者が大気汚染の環境アセスに用いたブルーム・パフモデルは起伏の多い南線への適用は不適であり、より進歩した3次元流体モデルを用いて実施すべきというものである。以来この点に関して調停を重ね、3月6日の時点では第15回期日を終えて次回を3月25日（午前）に行うことが予定されていたのである。事業者は非申請人としてこの委員会に出席しながら土地収用法に関して一切発言しないまま3月6日に抜き打ち的に土地収用手続きに入ったのである。これは住民だけでなく調停委員会を無視するものであり、さらに公害紛争処理法に基づく調停を無意味なものとする不法行為であり、行政として決して許されないのである。

以上に述べた事業者の行為が社会の安寧秩序を守る上での基本となるお互いの信頼関係を失わせることは言うまでもなく、さらに民法第1条2項の「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とする信義則に反する不法なものであることを厳しく指摘し、今後事業認定申請手続きに入らないことを強く求める。

2. 3月17日鎌倉芸術館における事業者主催の集会は事業認定申請の前提としての事業説明会として不成立である

当日は地権者を含めた利害関係を有する住民が会場を埋め尽くし、話し合いを一方的に突如打ち切って事業認定申請のための説明会を強行しようとした事業者の騙し討ちのやり方に住民の怒りが爆発し、会場全体に響き渡る「止めろ、騙すな」の叫び声が事業者のマイクの音を完全に打ち消し、住民の耳には全く届かない状況であった。当日の集會を収録したテープを聴けばこれをもって土地収用法第15条の14で言う事業説明会が成立したことを認める人は一人もいないに違いない。

ただ、今回の集会で事業者が出席者ゼロでも説明会は成立すると発言したことにみられるように、事業者は住民にわかってもらうことなど一切眼中になく、ただ会場を設定して一方的にマイク音を流せばそれが住民の耳

に届くか届かないかに関係なく説明会は成立したと主張するのである。誰がみても説明会とは言えない今回の集会について説明会は成立したと主張しており、これは黒い鳥を白いというのとまったく変わらないのである。しかもこのような非科学的且つ非論理的な主張をチェックして止めるものが司法を含めて一切存在しないのが現在の日本の現実であり、公共事業における事業者の黒を白と平然と言い張って強引に事を進めるやり方は度を超えて目に余るものである。

しかし、このような行政独裁とも言うべきやり方は東日本大震災における東京電力福島第1原発事故でその原子力行政の欠陥が根本から暴け出されたように、黒を白と平然と主張する公共事業における行政の傲慢さは、必ずどこかでその大きなツケを払われることになるに違いないのである。

以上に述べたように、環境問題に関して住民と事業者間で続行中の話し合いを一方的に打ち切って土地収用手続きを開始したのは社会正義上許さない信義則違反である。また住民の心の底からの叫び声が会場に響き渡った3月17日の集会をもって事業認定申請のための法的条件を充たす説明会と称して申請手続きにもし入るとすればそれは法治国家の行政の在り方として決して許されないことである、このことから当該申請を強行することのないよう強く求める。

以上

参照：平成26年3月20日付

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長 森勝彦殿宛

「高速横浜環状南線」及び「横浜湘南道路」に関する説明会について
横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会会長比留間哲生発文書